

(産業廃棄物の保管場所の届出関連)

**Q 1** 本社と保管場所が離れている場合(例 本社：金沢市、保管場所：輪島市)はどこに届け出ればよいですか。

A 1 保管場所を所管する能登北部保健福祉センター（産業廃棄物監視機動班）となりますが、最寄の機関（資源循環推進課、他の保健福祉センター機動班）へ届出していただいても構いません。

**Q 2** 届出書は郵送、電子メールで送付してもよいですか。

A 2 届出書は郵送でも構いませんが、書類の不備などがある場合には来庁を求めることがあります。電子メールでの受付はしていません。

**Q 3** 届出書は何部提出すればよいですか。

A 3 正副2部提出していただき、副本を返却します。

**Q 4** 届出が必要な産業廃棄物とは、どのようなものがありますか。

A 4 建設工事に伴い生ずる廃棄物をいいます。

なお、「建設工事」とは、土木建築に関する工事（建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する工事も含む。）をいいます。

**Q 5** 公共工事の実施に伴い発生したがれき類等を保管する場合にも、届出が必要となりますか。

A 5 公共工事、民間工事の区別なく、産業廃棄物を生ずる事業場の外において、産業廃棄物を保管する保管の場所が200m<sup>2</sup>以上の場合は、届出が必要です。なお、廃棄物の保管の場所が300m<sup>2</sup>以上の場合は、廃棄物処理法第12条第3項又は第12条の2第3項の規定により届出が必要です。

**Q 6** 短期間の保管の場合も対象となりますか。

A 6 期間の長短に関わらず、届出対象の保管場所に保管する場合は対象となります。

**Q 7** 解体中における分別の仮置きであっても届出は必要ですか。

A 7 解体現場と同一敷地内で保管する場合は、届出は不要です。廃棄物の排出場所とは違う場所で一時保管する場合に届出が必要です。

**Q 8** 産業廃棄物処理業者が、収集運搬又は処分の委託を受けて行う産業廃棄物の保管についても、届出は必要ですか。

A 8 収集運搬業の許可審査の対象となった施設（積替保管施設）で廃棄物を保管する場合は、収集運搬業の許可の際に、保管の内容について審査等を行っていますので、届出は不要です。同様に、処分業許可、処理施設の設置許可の審査対象となった処理施設と同一の敷地内で廃棄物を保管する場合にも、許可の際に保管の内容について審査等を行っていますので、届出は不要です。

ただし、産業廃棄物処理業者が自ら解体を請け負って生じた産業廃棄物を許可審査の対象となっていない自社の保管場所（200㎡以上）で保管する場合は、届出が必要となります。

**Q 9** 同一の事業場（現場）に複数の保管場所を有する場合、面積の判定はどのように行うのですか。

A 9 同一の事業場（現場）に複数の保管場所がある場合、各保管場所の面積の合計で判定します。合計面積が200㎡以上であれば届出が必要となります。

**Q10** 全体の敷地面積は250㎡ですが、敷地面積の中でどこまでが産業廃棄物の保管場所が不明確な場合は、どのように考えればよいですか。

A 10 全体の敷地面積から事務所や駐車場、資材置き場などその他の用途が明確になっている部分の面積を引いた面積が200㎡以上の場合は、届出が必要です。

廃棄物の保管場所と資材置き場などの区別が不明確な場合は、廃棄物を置く可能性のある場所を保管場所の面積と捉えます。

廃棄物の保管場所であることを客観的に明確に判断するためには、仕切りや掲示板を設置することが必要です。

なお、コンテナで保管する場合の面積の判定は、コンテナを置く場所の面積で判定します。

**Q11** 届出書の添付書類で、保管場所の平面図、付近の見取り図がありますが、どこまで詳細な図を付ければよいのですか。

A 11 付近の見取り図については、事業者が作成した案内図や市販の住宅地図のコピーなど保管場所の所在地がわかる図であれば結構です。平面図については、敷地境界及び事業場内における廃棄物の保管場所の位置がわかるものがが必要です。また、保管場所の面積が確認できるように、平面図に寸法、面積の算定式を記載してください。

**Q12** 保管場所の届出に関して「あらかじめ」とありますが、どれくらい前までに届出の書類を提出すればよいのですか。

A 12 保管場所の使用が決定したら、実際に使用するまでに速やかに提出してください。

職員が現地を確認にお伺いします。

## (事業者による処理委託時の確認義務関係)

**Q 1** 「実地に調査し、確認すること」としてありますが、「実地に確認する」とはどのようなことですか。

A 1 「実地に確認する」というのは、書類で確認するだけでなく、委託先の産業廃棄物処理業者の処理施設が設置されている場所や運搬車両を実際に確認することです。

**Q 2** これまで、収集運搬業者に全て任せていましたが、その場合、確認する対象は収集運搬業者だけでよいのですか。

A 2 廃棄物処理法上は、収集運搬業者と処分業者の二者とそれぞれ契約を書面で締結する必要があります。また、本条例も、契約の相手方を確認の対象としています。  
したがって、収集運搬業者と処分業者の双方の状況を確認する必要があります。

**Q 3** 排出量が少量の場合や処理先が遠隔地である場合でも確認は必要ですか。

A 3 必要です。特に、廃棄物処理法に規定されている多量排出事業者は、委託する前に自ら現地を確認するよう努めてください。なお、排出量の多寡や委託先の遠近によっては、第三者（同業の排出事業者で構成する協会、組合、連合会など）に調査を委託するなどの方法であっても構いません。もちろん、産業廃棄物に関して、一定の知識を有する者（産業廃棄物に関する講習会の受講者など）が確認する必要があります。

また、同じ処理業者に委託をしている事業者同士で代表者を選任し、協力して確認する方法も可能です。

**Q 4** 「定期的に確認する」とは、どのくらいの期間を指すのですか。

A 4 「定期的に確認する」とは、一年に一回程度の確認を目安としています。

## (搬入の停止命令関係)

**Q 1** 「産業廃棄物若しくは産業廃棄物であることの疑いのある物」について、「搬入の停止」命令が規定されていますが、廃棄物か否かの判断はどうするのですか。

A 1 廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないため不要になった物をいい、これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の取り扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意志等を総合的に勘案して判断することになります。

## (指定有害副産物関係)

**Q 1** 規制品目は、どのように定めるのですか。

A 1 条例中の別表で定めることにしており、現時点では、不法投棄が相次ぎ、強酸性で有害性が強いものとして「硫酸ピッチ」を指定しています。なお、社会状況の変化に応じて、適宜、規制品目の見直しを行うこととしています。